

告示第 145 号

太子町介護保険サービス事業者等の指導実施要綱（平成 30 年告示第 24 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

令和 7 年 12 月 26 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 1 条中「居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。））、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。））、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。））、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。））、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。））、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。））をいう。以下同じ。）又は法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第一号事業を担当する者若しくは保険給付に係る法第 45 条第 1 項に規定する住宅改修を行う者若しくはこれらの者であった者に対して行う介護給付、予防給付及び法第 115 条の 45 の 3 第 2 項に規定する第一号事業支給費（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付費等対象サービス」という。）の内容及び介護給付費等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導」を「町が行う介護サービス事業者等（第 2 条各号に掲げるものをいう。）に対する指導の方針、実施方法」に改める。

第 2 条第 6 号中「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号。以下「改正法」という。）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設、指定介護療養型医療施設」を「法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する介護医療院、介護医療院」に改める。

第 3 条中「指導は、以下の各号の規準等に定める」を「指導の方針は、介護サービス事業者等に対し、以下の各号に定める」に、「させることを方針」を「及びその遵守を図ること」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「設置」を「設備」に改め、同条第 6 号中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「（平成 11 年厚生省令第 41 号）」を「（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）」に改め、同条第 8 号中「改正前」を「改正後」に、「（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」を「（平成 27 年厚生労働省令第 10 号）」に改め、同条第 9 号中「設置」を「設備」に改め、同条中第 20 号を第 28 号とし、第 19 号の次に次の 8 号を加える。

(20) 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 17 号）

- (21) 太子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 18 号）
- (22) 太子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成 30 年条例第 7 号）
- (23) 太子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 30 年条例第 8 号）
- (24) 太子町訪問介護相当サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 28 年告示第 15 号の 2）
- (25) 太子町緩和した基準による訪問型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 28 年告示第 15 号の 3）
- (26) 太子町通所介護相当サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 28 年告示第 15 号の 4）
- (27) 太子町緩和した基準による通所型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 28 年告示第 15 号の 5）

第 4 条第 1 項中「町長」を「指導の形態」に、「実地」を「運営」に、「により指導を実施」を「と」に改め、同条第 3 項中「実地」を「運営」に改める。

第 5 条第 2 項第 2 号中「実地」を「運営」に改め、同号ア（ア）中「毎年度、厚生労働省が示す指導重点事項」を「過去の指導結果、介護保険制度の現状等」に、「事業所等」を「事業者等」に改め、同号ア（イ）及び同号イ中「事業所等」を「事業者等」に改める。

第 6 条第 1 項中「事業所等」を「事業者等」に改め、同項第 1 号中「実地」を「集団」に改め、同項第 2 号中「事業所等」を「事業者等」に改め、同条第 4 項を削る。

第 7 条（見出しを含む。）中「実地」を「運営」に、「事業所等」を「事業者等」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号中「出席」を「介護サービス事業者等の出席」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、第 7 条の次に次の 1 号を加える。

- (1) 指導の対象となる介護サービス事業者等の名称

第 8 条（見出しを含む。）中「実地」を「運営」に改め、「行うことができる。」を「行うものとする。」に改める。